

別記様式(第5条関係)

会議録

会議の名称	第19回登米市環境審議会
開催日時	令和4年1月11日(火) 午後3時30分開会、午後5時20分閉会
開催場所	登米市南方庁舎 2階 大会議室
議長(会長)の氏名	(公財)宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団 研究室長 嶋田 哲郎
出席者(委員)の氏名	(公財)宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団 研究室長 嶋田 哲郎【会長】 登米市公衆衛生組合連合会 会長 富士原 昶【副会長】 登米市環境教育リーダー 佐藤 直也 宮城北部流域森林・林業活性化センター登米支部 支部長 高橋 平克 登米市環境市民会議 会長 佐藤 博 宮城県東部保健福祉事務所 技術副所長兼環境衛生部長 小川 修平 市民公募 及川 由美子 市民公募 千葉 智恵
欠席者(委員)の氏名	宮城教育大学大学院教育学研究科 高度教職実践専攻 教授 齋藤 千映美 みやぎ登米農業協同組合 代表理事専務 佐々木 修
事務局職員職氏名	市民生活部 部長 大柳 晃 市民生活部 次長 三浦 徳美 市民生活部環境課 課長 島 靖幸 市民生活部環境課 課長補佐兼生活環境係長 猪股 勝徳 市民生活部環境課 課長補佐兼廃棄物対策係長 佐々木 康朗 市民生活部環境課 環境政策係長 佐藤 浩二 市民生活部環境課 環境政策係 主事 及川 貴久
議題	【議事】 (1) 第二次登米市環境基本計画の進捗状況について (2) (仮称)登米市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例(案)について
会議結果	別添のとおり
会議経過	別添のとおり

会議資料	資料1 第二次登米市環境基本計画 令和2年度進捗状況報告書 資料2-1 (仮称)登米市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する 条例(案)の概要 資料2-2 (仮称)登米市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する 条例(案) 資料2-3 (仮称)登米市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する 条例施行規則(案) 資料2-4 条例制定に向けたスケジュール
------	---

発言者	議題・発言・結果
【1 開会】	
事務局	ただ今より、第 19 回 登米市環境審議会を開会いたします。 はじめに委嘱状の交付を行います。
【2 委嘱状交付】	
	(市長より出席の委員に委嘱状を交付)
【3 挨拶】	
市長	<p>登米市環境審議会は、環境基本法に基づき、環境の保全及び創造に関しまして調査・審議いただくため、登米市環境基本条例により設置しているものでございます。</p> <p>本日は、これまでに推進してまいりました、第二次環境基本計画の進捗状況について、御審議をいただきます。</p> <p>また、市の豊かな自然環境や美しい景観の保全、安心・安全な生活環境の保全、そして災害の防止と、急速に普及が進む再生可能エネルギーの活用との調和を図るための条例案について、御審議をいただきます。</p> <p>委員の皆様からは、様々な視点からご忌憚のない御意見をいただきながら、環境基本計画において位置付けております、本市の将来像「あふれる笑顔、豊かな自然、住みたいまち とめ」を目指し、市民の皆様が暮らしやすい地域社会の実現に向け、取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>また、本日は、東和地区で事業が予定されているバイオマス発電に関する説明もあるかと思いますが、我々としても対応するために条例を作っていくという思いがありますので、ぜひ、ご忌憚のない御意見をお聞かせいただきたいと考えております。</p> <p>本日は、どうぞ、よろしく願いいたします。</p>
【4 委員紹介】	
事務局	委員の皆様を御紹介いたします。 ～各委員の紹介～
【5 会長及び副会長の互選】	
事務局	会長及び副会長の互選ですが、登米市環境基本条例第 34 条第 7 項の規定に基づき、委員の互選によって決定することとしております。如何なる方法により決定したらよろしいか、御意見があればお願いいたします。
委員	前回の会議では、嶋田氏が会長だったため、留任いただければと思いますがいかがでしょうか。
事務局	<p>嶋田委員を推薦する御意見がございましたが、皆様いかがでしょうか。</p> <p>～異議なし～</p> <p>それでは、嶋田委員に会長をお願いすることに決定させていただきます。</p> <p>副会長については、如何なる方法により決定したらよろしいか、御意見があればお願いいたします。御意見がなければ、事務局案として推薦させていただきたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。</p> <p>～異議なし～</p> <p>それでは、事務局からの推薦として副会長に富士原委員を推薦いたします。</p> <p>皆様よろしいでしょうか。</p> <p>～異議なし～</p>

	<p>それでは、会長には嶋田委員、副会長には富士原委員にお願いすることに決定させていただきます。</p> <p>ここで、会長に就任されました嶋田会長より、御挨拶をいただきたいと思ひます。</p>
会長	<p>市長からの話にもありましたが、今後の登米市、また今の登米市の環境を考える上でとても大事な審議会でございますので、皆様方からの忌憚のない御意見をいただきながら、充実した審議会にしていければと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。</p>
【6 議事】	
会長	<p>それでは議事に入ります。</p> <p>はじめに、会議録署名人を2名指名します。</p> <p>会議録署名人には、佐藤直也委員と高橋平克委員にお願いいたします。</p> <p>それでは「(1)第二次登米市環境基本計画の進捗状況について」を事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	(配布資料1に基づき説明を行う)
委員	<p>3ページのごみの再資源化率についてですが、昨日の河北新報にプラスチック資源循環促進法が4月から施行されると書いておりました、内容は、プラスチックごみを自治体で一括回収した場合に、地方交付税で負担するというものでした。登米市では、プラスチックごみを分別していませんが、この機会に対策として一括回収するように取り組んでいただければと思ひます。</p> <p>4ページの温室効果ガスの削減割合についてですが、令和2年度は、コロナの影響で、公共施設の利用が減ったため削減率が高いとのことですが、コロナが収まった場合に、削減率が低くなるのではないかと思われます。今後、人口減少や高齢化により、公民館等を使う人自体が減れば、自然とCO2の排出量が削減されていきますが、市として、公民館等に太陽光パネルを設置する等の対策を取ることで大幅に削減されるのではないかと思っております。また、電気自動車は、割高で生産段階でCO2が排出されますが、電気自動車自体にはCO2が排出されないため、市役所で購入し、避難所への活用等も併せて、今後のCO2の削減対策として取り組んでいただければと思ひます。</p> <p>2ページの環境保全米の作付面積の割合について、登米市の高齢化率は35%であり、今後高齢化が進んでいくことから、目標を令和7年度に95%とするのは、高いレベルだと思ひます。スマート農業の導入により軽労化を図るとしてはありますが、想定される取組が農薬散布へのドローン利用や水の管理の自動化であり、環境保全米の生産に必要な除草については、人手が必要となるので、95%とするのは高いと感じております。</p>
事務局	<p>1点目のプラスチックごみの一括回収につきましては、国から情報を得ており、本市においても対応に向けて検討しているところであります。</p> <p>2点目につきましては、御意見いただいた公民館等への太陽光パネル設置ですが、指定避難所において、全箇所ではありませんが太陽光発電及び蓄電池を設置しております。全箇所への設置につきましては、費用対効果及び財政負担があるため、実現には至っておりません。今後、施設整備・統合と併せて検討していく必要があると考えております。また、公用車のEV導入につきましては、今年度からEVとはいきませんがPHVを1台導入しております。国としても、電動車としてEV・PHVの導入を推進することとしているため、本市としましても、今後導入を進めていきたいと考えております。</p> <p>3点目の環境保全米の作付面積についてですが、御指摘の通り、高い目標設定であると認識しております。しかしながら、平成28年度の第二次環境基本計画策定時点で高い目標を掲げており、計画期間である令和7年度までの間につきましては、できる限り推進する立場で計画を進めていきたいと考えております。</p>

会長	続きまして、「(2)(仮称)登米市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例(案)について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	(配布資料2-1、2-2、2-3、2-4に基づき説明を行う)
会長	再生可能エネルギーの推進と自然環境の保全のためにとっても大事な条例だと思えます。確認ですが、今年中の策定ですか。
事務局	来年度の策定です。
委員	事業着手までの手続き等の中で、説明会の開催について、「開催すること」としてはありますが、申請書類も含めて、これだけで十分に説明会が機能されるのか不安に思います。例えば、事業者にとって有利となる市民側の地権者や、賛成するものだけを並べて、形式的な説明会にならないかが不安です。説明会の回数、もしくは何日前に申請し、公告する等、もう少し事業者に対して、規制をかけるような一文があるといいと思います。
事務局	説明会の開催について、具体的な条件を付す必要があるのではないかという御意見についてですが、国の事業計画ガイドライン等においては、事業者が住民とコミュニケーションを取りながら事業を進めるということで、説明会の開催が求められており、本市の条例においてもこの点を担保し、事業者の義務として規定しているものです。 説明会の開催回数等、説明会のあり方は、エネルギー源の種類や事業規模によって異なると認識しており、条例の中で示すのは難しいと考えております。この点につきましては、他の自治体にならい、手引等で示しながら、事業者に対して指導していきたいと考えております。また、市の同意に際しましても、手続きが適切に行われているかを規定しておりますので、説明会の開催状況等を確認しながら手続きを進めたいと考えております。
委員	南三陸町では、バイオマスで残渣を取り扱っています。この件に関して、千葉委員に御紹介をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。登米市が考えている条例案に照らし合わせた場合に、南三陸町では、どのような手続きを踏まれての稼働となるのかについて教えていただければと思います。
委員	南三陸町でバイオマス施設のガイドとして活動しておりますが、条例については、関わっておりません。あくまで南三陸町が行っていることに対して、市民とのパイプ役として説明するようにしております。市民の理解を進めるには、市民の中にそういう方がいることが大切だと思い活動しております。
事務局	南三陸町では、再生可能エネルギーに関する条例が施行されているわけではありません。また、南三陸町のバイオマス発電は、現在稼働しているため、仮に本市の条例案を当てはめた場合に遡及適用となることから、現在から事業終了までの一部を適用することとなります。具体的には、事後となりますが事業計画書の提出、条例に沿った報告及び市の調査、事業終了時の届出等が適用になると考えております。
委員	東和町の三滝堂周辺の土地について、事業者が土地を取得している状況かと思えます。条例案を議論するために、概要的な進捗状況を知りたいのですが、議長どうでしょうか。
会長	情報共有として、概要の説明をお願いします。
事務局	現在、東和町米谷地区と迫町北方地区、また、県内では角田市に同一事業者からの計画が出されているところであります。 当方で把握している米谷地区の進捗状況といたしましては、新聞等で報道されている通り、FIT制度に関して国へ申請済みであり、事業計画について国から認定済みとなっ

	<p>ております。本市では、住宅都市整備課において開発指導の中で手続きの対応をしており、必要な書類の提出と並行して関係法令の確認を事業者に求めているところでありませす。</p>
委員	<p>抑制区域の指定・変更・解除及び勧告内容の公表に当たり、「登米市環境審議会の意見を聴かなければならない」と標記してありますが、意見を聴くだけなのか、審議した意見を尊重していただけるのかが分かりません。我々が審議した内容を市長がどう捉えるかということもありますが、表現の方法をしっかりとの方がいいのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>条例における環境審議会の役割についてですが、審議会の意見を踏まえて、できる限り反映させる形でと考えておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
委員	<p>資料2-1、2ページの4～7条③の「事業で発生する廃棄物の適正処理」について、水や残渣等、発生する廃棄物を具体的に明示することはできないのでしょうか。</p> <p>3ページの「90日前までに市に届け出ること」について、国の基準なののでしょうか。説明をいただきたいと思います。</p> <p>14条～17条の地位の承継について、「事業者から事業譲渡等により、その地位を承継した者は、14日以内に市長に届け出ること」としていますが、事業承継がこれだけできていいものなのでしょうか。人が変われば事業申請を新たにすることがあると思います。</p> <p>市による行政指導等について、勧告内容の公表や弁明の機会を与える等、非常にゆるやかな文言となっており、もう少し規制をかけてもいいと思いますが、どうでしょうか。</p>
事務局	<p>1点目の廃棄物についてですが、事業で発生する廃棄物は、設置段階から終了段階までで、太陽光、バイオマス、風力等の種類に応じて様々あると認識しております。そのため、最初から明確に定めてしまうと、逆に制限となる場合があることから、事業で出される廃棄物については、各法令に基づいて適正に処理するものとしております。</p> <p>2点目の事業着手の90日前までの届出につきましては、近隣市の状況等を踏まえて、届出から同意まで3か月程度の期間を見たものであります。</p> <p>3点目の地位の承継につきましては、事業者が変わるといのは大きな変更になるのではとも思うが、事業者変更とともに事業内容に変更があれば、変更届により適正に確認することを考えております。</p> <p>4点目の勧告内容の公表につきましては、FIT法において、条例を含めた関係法令に違反した場合に国が事業認定の取り消しを講じることとなっており、これにより条例を守るという効果が期待できることから公表することとしております。</p>
会長	<p>それでは、他に御意見、御質問がないようですので、「(仮称)登米市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例(案)について」の質疑を終了します。</p> <p>議事録署名委員の高橋平克委員が公務のため退席されましたので、佐藤博委員を議事録署名人に追加指名いたします。</p>
【7 その他】	
事務局	<p>その他でございますが、次回の環境審議会について御連絡させていただきます。次回の環境審議会は、3月の中旬頃に開催したいと考えており、開催案内につきましては、後日通知させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。内容につきましては、第二次環境基本計画実施計画の後期計画の策定についてと、環境報告書の報告を予定しております。</p>
【8 閉会】	
副会長	<p>私も、この会議に今回初めて参加させていただきました。こういう素晴らしい計画がありますが、計画と実践が一致するような形で進めていただければと思います。こういう計画を作ってもどこかで疲れ</p>

るという状況がないとも限らないので、そのようなところをよろしくお願ひしたいと思ひます。
本日は、長い間、お忙しい中ありがとうございました。これからもどうぞよろしくお願ひいたします。